

公 示 送 達 書

下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当徴収課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8年 7月 24日

兵庫県伊丹市長 中田 慎也

番号	書類を發した日	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
1	令和8年7月3日	伊財税徴S第312号 配当計算書(謄本)	有限会社アシスト
2	令和8年7月13日	伊財税徴S第3216号 差押解除通知書	有限会社アシスト
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

<備考> 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日経過した時は、書類の送達があったものとみなされます。